

米州人権条約の成立過程

佐 伯 富 樹

- I はじめに
- II 1967. 6. 7. 機構理事会協議
- III 全米人権委員会の結論
- IV 全米人権専門会議
- V 今後の問題

I は ジ め に

1959年8月、サンチャゴで開催された第5回外務大臣協議会議は、真の米州の地域的人権保障の制度化のはじまりといわれている。⁽¹⁾ 本会議決議VIII⁽²⁾にもとづいて、全米法律家理事会が、その第4会期において承認した「米州人権条約草案 (Draft American Convention on Human Rights)」⁽³⁾、いわゆるサンチャゴ草案は、その後、全米人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights)⁽⁴⁾を中心とした米州諸国家の努力により、10年経過した1969年11月、コスタ・リカのサン・ホセにおいて開催された「全米人権専門会議 (Inter-American Specialized Conference on Human Rights)」で最終段階に至り、「米州人権条約 (American Convention on Human Rights)」⁽⁵⁾、略称「サン・ホセ協定 (Pact of San José)」として採択され、その最終議定書は本会議において11月22日、12カ国により署名されたのである。⁽⁶⁾

この過程において米州人権条約成立に大きな影響を与えた二つの国際的な事実に注目する必要があると思われる。その一つは、「人権の保障が国際法的に国家の権利であるだけでなく、義務であることを確認した」⁽⁷⁾ 国際人権規約が、1966年12月国連総会で採択されたことである。他の一つは、米州制度の強化を目的として、1965年11月、リオ・デ・ジャネイロで開催

— 2 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

された第2回全米特別会議以来，正式に歩みはじめた米州機構憲章改正の作業が，1967年2月の第3回全米特別会議において結実し，米州機構改正議定書（ブエノス・アイレス議定書）⁽⁸⁾として承認されたことである。⁽⁹⁾

この二つの事実が，米州における地域的の人権保障制度の基盤となるべき米州人権条約草案の審議を，1966年2月の会期よりはじめていた米州機構理事会の法律政治問題委員会（Committee on Juridical-Political Affairs）に非常な衝撃を与えたことは容易に推測されるであろう。この時点より，全米人権委員会を中心に，米州諸国家内に，米州における地域的の人権保障制度のあり方，換言すれば，サンチャゴ草案の条約化について再検討を試みようとする動きがでてきたのは当然であろう。

サンチャゴ草案とブエノス・アイレス改正議定書との関係において生じる諸問題は，米州諸国家内のいわば内部の問題であり，既に，ブエノス・アイレス改正議定書起草の段階において，これらの問題は処理されてきたのである。⁽¹⁰⁾

しかしながら，国際人権規約との間に多岐にわたって生じる諸問題は，米州諸国家が，回避して通り抜けられる問題ではなく，もしも，実体規範に関して，両者，即ち，国際人権規約とサンチャゴ草案が条約化された米州人権条約との間に何らかの抵触が生じた場合，個人の国際人権保障制度のあるべき姿をあらためて追求しなければならないという大きな問題にとりくむ必要性がでてくるのである。

現実の問題として，既に，総会に欠席したペルーを除いて，国際人権規約を全て承認しており，選択議定書に関しては，キューバとハイチの両国が棄権しただけである。又，市民的，政治的権利に関する規約は，コスタ・リカ，コロンビア，エル・サルバドル，ホンジュラス，ウルグアイの計5カ国が署名しており，経済的，社会的及び文化的権利に関する規約については，コスタ・リカ，コロンビア，エクアドル，エル・サルバドル，ホンジュラス，及び，ウルグアイの計6カ国が署名をおえていたのである。⁽¹¹⁾

本稿においては，米州諸国家が，米州の地域的の人権保障制度の核となる米州人権条約を国際人権規約との関係において，どのように国際的人権保

護の枠内に位置付けたか、その歩みをおつてみたいと思う。なお、各条約草案の特徴、及び、米州人権条約と国際人権規約との、手続規範、実体規範を中心とする比較等の問題に関しては、別稿に譲ることができれば幸いと思う。

注

- (1) Cf. José A Cabranes, *The Protection of Human Rights by the Organization of American States*, 62 A. J. I. L. (1968) p. 893.
- (2) テキストは、Actas y Documentos, Quinta Reunion de Consulta de Ministros de Relaciones Exteriores, Santiago de Chile, 12 al 18 de agosto de 1959. OEA/Ser. F/II. 5. Doc. 89 Rev. 2 Acta-Final, p. 308. 芹田健太郎「米州における人権の保護—米州人権委員会を中心に—」法学論叢第86巻第2号、50~51頁。
- (3) テキストは、Draft Convention on Human Rights prepared by the Inter-American Council of Jurists at its Fourth Meeting held in Santiago, Chile, in 1959 in accordance with Resolution VII of the Fifth Meeting of Consultation of Ministers of Foreign Affairs. OEA/Ser. E/XIII. I (English) Doc. 7 (English) 1 March 1965. Original : Spanish. 訳文は、芹田健太郎「米州における人権関係国際文書」法学論叢第85巻第6号、94頁以下。
- (4) 全米人権委員会、及び、米州における人権保護に関する邦文の論文は、以下の論文である。松隈清「米州機構と人権の地域的保障構想」八幡大学法律研究所報111~146頁。芹田健太郎、前掲論文。拙稿「米州機構における人権保障制度」慶應義塾大学大学院、法学研究科論文集昭和43年度、127~142頁。
- (5) テキストは、American Convention on Human Rights. OEA/Ser. K/XVI/1. 1. (English) Doc. 65 (English) Rev. 1 Corr. 2. January 7, 1970. Original : Spanish. 並びに International Legal Materials. Current Documents. Vol. IX. Number 1. January 1970. 本資料は、OEA/Ser. K/XVI/1. 1. Doc. 65, Rev. 1. Corr. 1 (筆者下線) January 7, 1970 からの転載である。
- (6) 11月22日に署名した国は、エル・サルバドル、コロンビア、エクアドル、ホンジュラス、パラグアイ、パナマ、チリ、ウルグアイ、グアテマラ、ニカラグア、ペネネエズエラ、コスタ・リカ、以上12カ国である。
- (7) 宮崎繁樹「国際人権規約成立」法律時報第29巻6号、75頁引用。
- (8) テキストは、Protocol of Amendment to the Charter of the Organization of American States. "Protocol of Buenos Aires" with the corresponding articles of the Charter now in force and the Charter as amended.

— 4 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

OEA/Ser. A/2. Add 2 (English)

- (9) 米州機構憲章改正の背景、及び、改正米州機構憲章訳文に関しては、中村道「米州機構憲章の改正」岡山大学法学会雑誌第19巻第3・4号、111頁参照。
- (10) 例えば、全米人権委員会の機構内における地位に関しては、改正憲章第51条e項に一機関として規定されており、その任務、及び、米州人権条約との関係は、次の条文に規定されている。第112条「全米人権委員会をおく。委員会は、人権の遵守および保護を促進し、且つ、これらの事項に関する機構の協議機関としての任務をおこなうことを主要な任務とする。米州人権条約は、人権委員会、並びに、これらの事項について責任を負うその他の機関の構成、権限及び手続を定める。」訳文は、中村道、前掲論文、131頁引用。なお、経済的、社会的及び文化的権利に関しても、改正憲章と米州人権条約の規定の関連性を述べる必要があると思うが、本稿においては省略する。
- (11) Cf. OEA/Ser. L/V/II, 19 Doc. 18 (English) 24 June 1968 Original : Spanish p. 2 なお、本文書については本稿15頁参照。

Ⅱ 1967. 6. 7. 機構理事会協議

全米人権委員会が第2回全米特別会議決議 XXIV⁽¹⁾ により求められたいたサンチャゴ草案に対する見解は、1967年4月に機構理事会に送付された「意見一第二部」により一応終了したのである。この「意見」により示された全米人権委員会のサンチャゴ草案に対する修正案（全米人権委員会修正案）は、「サンチャゴ草案が持っていた特徴は、ほとんど消失し、極めて現実的となり国際自由権規約に近づいているといえる」⁽²⁾ ような形をとったのである。機構理事会の法律政治問題委員会は、1966年2月の会期より人権条約草案の審議をはじめていたが、実質的な審議に入ろうとしたのは、全米人権委員会の「意見」等を受理した1967年5月の会期からといつてよいであろう。そして、本会期に入ってはじめて前年の12月16日に国連総会において採択された国際人権規約に対して、その態度を決定しようとしたのである。この段階では、既に、米州諸国家内においては、コロンビアを含めて4カ国が国際人権規約の署名をおえていたのである。

このような現実の問題に、どのように対処するかを検討した法律政治問題委員会は、1967年2月27日、次のような見解を採択したのである。⁽³⁾

1. 全米法律家理事会の人権に関する草案（サンチャゴ草案、筆者注）

の規定及び実体部分における諸条文は、国際連合の前述の規約⁽⁴⁾に含まれている条文に類似している。このことは明らかに、全米法律家理事会の草案が、国際連合人権委員会によって準備せられた規約草案に基盤をおいている事実によるものである。第2回特別全米会議決議XXIVは、このことをその前文において確認している。即ち、次のように述べている。「全米法律家理事会の草案は、歐州人権条約（ローマ、1950）にもとづくものであり、又、1959年までに、総会第3委員会によって部分的に研究され、国際連合人権委員会が1952年から翌年53年に準備した規約草案にもとづくものであった。」

2. 全米法律家理事会草案に含まれている組織的及び手続上の標準 (the institutional and procedural standards) は、国連の国際人権規約に採択された標準とは異なる。市民的、政治的権利に関しては、法律家理事会草案は、全米人権保護委員会 (Inter-American Commission for the Protection of Human Rights) 及び、全米人権裁判所の設立を規定している。他方、市民的及び政治的権利に関する国際人権規約は、人権専門委員会の設立のみに限定している。経済的、社会的、文化的権利に関して、全米法律家理事会の草案は、これらの権利の遵守を保護する意図のある一連の措置をかけている。例えば、第58条、第59条に従って、条約当事国が用意しなければならないデータ、もしくは、報告書、研究及び調査、採択された措置の公表、及び、その他等である。国際連合の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、本規約の当事国が、この規約において確認されている諸権利の尊重を達成するにあたって採用した措置に関する報告書を提出することを約束する、と規定している。これらの報告書は、国際連合事務総長に提出される。事務総長は、経済社会理事会が、次に人権委員会へ報告書を送付することが可能なように報告書を経済社会理事会へ送付する。

3. 前述の決議Cに提案されているように、人権専門委員会を創設する国際連合の提案が承認された場合、ある新しい機構 (a new

— 6 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

mechanism) が、人権保護の為の国家レベル (the national level) で確立されるであろう。そして、それは、全米法律理事会の草案に規定されている手続きと抵触するであろう。

4. 第3回全米特別会議において、1967年2月27日に承認された米州機構憲章改正議定書は、第112条において下記のごとく規定している。⁽⁵⁾

法律政治問題委員会は、以上のような見解を採択したのち、全米人権条約草案の研究を一層進展させる前に、そして世界的、及び地域的諸原則、組織の予想される抵触の危険をさけることを希望して、以下の問題について加盟諸国と協議するよう機構理事会に要請することを決議したのである。そして、この法律政治問題委員会の決議案は、1967年6月7日、正式に機構理事会によって承認されたのである。⁽⁶⁾

機構理事会が、理事会の代表者を通じて、協議を求めた事項は、次の質問であった。

1. 国連第21回総会で国際人権規約に関する決議を承認した際に、米州諸国の政府は、単一の世界的な人権規制制度の設立を希望したのであるか。または逆に、同一の権利に関する世界的な条約と地域的条約の共存と調整 (co-existence and coordination) の可能性を考えたのであるかどうか。
2. 後者の場合、米州機構憲章改正議定書第112条に規定する全米人権条約は、全米人権委員会、および、場合によっては、全米人権裁判所を含む人権保護の為の全米の制度的、手続的制度 (an Inter-American Institutional and Procedural System) の設立に限られるべきであると、これらの政府は考えているのかどうか。⁽⁷⁾ 国連総会決議 c に規定されている人権専門委員会⁽⁸⁾ に関して、法律政治問題委員会は以下の事を考慮する。もしも、加盟諸国家の政府が機構理事会に、人権専門委員会が有するその機能、権限、及び人権の国際的保護の為に創設される可能性のある世界的、もしくは地域的機関との関係について、各国の見解を示すならば、それは、

これらの分野で行なわれる作業にとって非常に有効であろう。

機構理事会の本決議は、米州における人権保障体制の今後の指針を各國政府へあらためて求めたものである。世界人権宣言よりも、その誕生のはやかった1948年の「人間の権利と義務についての米州宣言（American Declaration of the Rights and Duties of Man）」⁽⁹⁾を有し、全米人権委員会を中心とした特徴ある地域的人権保障体制をおし進めてきた米州機構の動きの⁽¹⁰⁾一メルクマールとして、この決議は位置を占めるであろう。即ち、米州地域の人権保障の制度化の基盤となった第5回外務大臣協議会議の決議VIIIの有する重要性と同様、米州諸国への条約を中心とした地域的人権保障の必要性を問うという重要性を本決議はおびてていると思われる。この為、各國政府の本協議に対する声明がどのようなニュアンスを有しているか、慎重に把握しなければならないであろう。

本決議に示された協議に対する回答期限は、1967年9月1日までであるが、全米人権委員会第17会期の開催される10月9日までに寄せられた回答書は、7カ国のみであり、⁽¹¹⁾又、翌年の1968年1月中旬までに誠実に回答してきた国家は、10カ国といわれ、⁽¹²⁾C・A・ダンシエ・ド・アブランシェ博士（Dr. Carlos. A. Dunshee de Abranches）の報告書が記された同年6月までに、やっと12カ国の回答が理事会へ寄せられたのである。⁽¹³⁾

このような各國の消極的態度もふまえ、1968年6月までに、機構理事会へ回答された各國政府の声明書を分析してみたいと思う。⁽¹⁴⁾まず第一の協議は、換言するならば、米州地域における地域的人権条約の必要性をあらためて米州諸国家に問うたことになるであろう。この協議に対して、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラの各國は、後者の世界的条約と地域的条約の共存、及び調整の可能性を信じる回答を機構理事会へよせたのである。即ち、アメリカ政府は回答書のなかで、「……国際人権規約に関する国連第21回総会において、決議A・B・Cにわが政府が賛成の投票をしたことは、わが政府が単一の世界的な人権規制制度の

— 8 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

設立を欲していることを意味しなかった。反対に、わが政府は同一の権利について、国際連合と地域的条約の共存と調整の可能性を期待している。」⁽¹⁵⁾ と述べ、又、ウルグアイ政府は、「国際人権規約に関する国連第21回総会の決議A・B・Cの承認は、同一のテーマ (the same subject) に関する地域的条約を妨げるものではない。もしも、それらの地域的条約が矛盾するものでなければ、なおさらそうである。」⁽¹⁶⁾ と述べている。このように、「共存及び調整」の可能性を積極的に認める国々に対して、2カ国は、協議(1)の前段に賛成の意思表示をしたのである。アルゼンチン、ブラジル両政府である。両政府とも、全米人権条約の起草は賢明でないと考え、特にブラジル政府は、国際連合による国際人権規約を単一の世界的な人権規制制度と考え、地域的条約の必要性を主張しなかったのである。

回答をよせた12カ国のうち10カ国が、以上の如く、国際人権規約と米州で進めている地域的人権条約の共存と調整の可能性を信じたのである。しかも、同一の権利に対する両条約の共存の可能性を信じたのである。法律政治問題委員会が、その見解(1)で述べている如く、サンチャゴ草案自身、国際連合の規約草案に、その原型を一部求めているのは明白であり、この事実は、第2回全米特別会議の声明においても確認することが可能である。⁽¹⁷⁾ 本来、世界的な人権規制制度が採択された場合、保護される諸権利が一部同一ならば、アルゼンチン、ブラジル両政府が回答してきたように、地域的人権条約の設定には消極的にならざるをえないのが普通と思われる。何故ならば、協議(2)と関連する問題であるが、手続規範において、両保障機関の管轄上の諸問題をひき起す可能性が、きわめて大きいためである。但し、地域的条約により規定される実体規範が、世界的な人権規制制度のそれを補完する規範に限定されている場合は別であろう。しかしながら、保護される権利が明らかに同一である場合、何故、国際人権規約と地域的人権条約の「共存と調整の可能性」を回答をよせた米州諸国家の多数が望んだのであろうか。本問題は、機構理事会の協議事項(2)と必然的に関連する為、協議(2)の回答とともに検討しなければならないであろう。

第二の協議事項に関して、以下の5カ国、エクアドル、グアテマラ、ベ

エネエズエラ、コロンビア、コスタ・リカは、全米人権条約が制度的、手続的制度の設立にのみ制限されるべきでないと回答してきたのである。即ち、改正憲章第112条に予定されている全米人権条約は、制度的、手続的制度だけでなく、実体規範を含む制度も準備されるべきであると考えたのである。次のコスタ・リカの意見によって代表されると思われる。「米州機構改正議定書第112条に規定されている全米人権条約は、制度上、手続上の制度に限定されるべきではなく、やはり、実体規範を含むべきである。このような規定は、国際連合によって確立された規定から分離されるべきではなく、全米組織の政治的、社会的現実によって要請される条文によって、唯補足されるべきである。」⁽¹⁸⁾

これらの見解に対して、反対の意思表示をした国は2カ国、チリ、ウルグアイである。⁽¹⁹⁾ 又、アメリカ、メキシコは、本協議に対して最終的見解を表明していない。即ち、アメリカ政府は、その回答書のなかで次のように述べている。「わが政府は以下の事を信じる。法律政治問題委員会が、国際連合による国際人権規約の実体規範と、全米法律家理事会が準備した全米条約草案の実体規範、そして全米法律家理事会の規定及びチリ、ウルグアイによって準備せられた規定に対する研究を基礎にして、全米人権委員会が準備した規定とを、比較することが望ましいと思われる。このようにして、法律政治問題委員会は、全米条約を制度上の、手続上の規範に制限することがよりよいと思われるかどうか、あるいは、全米人権条約が、その上に、実体規範を含むべきかどうか、勧告することができるのである。……法律政治問題委員会が、この研究を行う為に、事務局が国際連合の国際人権規約、全米法律家理事会草案、全米人権委員会修正案の各々の条項を比較して、三条文の比較研究を準備することは非常に有効であろう。」⁽²⁰⁾

又、メキシコ政府は、全米人権委員会が人権の一層よい保護を地域的規模で可能なように、全米法律家理事会が完全な研究をするよう主張している。このように、アメリカ、メキシコ両政府は、全米人権条約が手続上の規範のみに制限されるべきかどうかの協議に対して、最終的態度を採らなかつたである。この態度が、後述する全米人権委員会の作業の基本方針

— 10 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

になったのである。

機構理事会決議の最後の部分は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」に規定されている人権専門委員会に関して、各國政府へ参考意見の要請をしているが、4カ国のみ意見を表明している。ここでは、積極的な意思表示をしているアメリカ政府の意見を取りあげてみる。アメリカ政府の意見は、「我々は、このような専門機関が個人の権利及び自由を理解し、尊重することを促進することが可能であると信じる。そして、今後創設されると思われるいかなる地域的、もしくは、世界的な人権機関から独立して機能すべきであると信じる。」⁽²¹⁾ と、述べている。

以上が、機構理事会協議(2)の回答と参考意見である。7カ国の回答国の中、5カ国が全米人権条約は実体規範も含むべきであると、主張している。単なる制度上、もしくは、手続上の制度に限定されるべきではなく、国際連合人権規約に規定されている実体規範をも含み、できれば、米州諸国家に特有な政治的、社会的現実によって要請される実体規範をも規定しようとしているのである。このような回答は、明らかに、手続規範に関して全米人権条約が、国際人権規約と管轄上の諸問題をひき起す可能性を示したものといえよう。

協議回答諸国数の少なさ、及び、回答期限の遅滞、⁽²²⁾ そして国際人権規約との手続規範に関する諸問題を含んだ回答を、どのように判断するかは非常に困難な問題である。この結果を導いた背景に、次のような事が考えられるのではないであろうか。即ち、各國とも、法律政治問題委員会の提起した「法的」問題を深く理解する余裕がなかったのではないか。本問題を理解する場合、その前提条件として、人権保障の普遍的制度と地域的制度との間に生ずる抵触に関する研究を行うことが、避けられない条件なのである。逆に言うならば、国際人権規約とサンチャゴ草案との間の抵触問題に関する共同研究よりも、本協議は重要性が少ないといえよう。⁽²³⁾ この意味で、アメリカ、メキシコ両政府が、機構理事会の協議に対して、全米人権委員会事務局へ、国際人権規約、サンチャゴ草案、及び、全米人権委員会修正案の三条文の比較研究を促す回答を、機構理事会へよせたのは

妥当である。アメリカ政府の当該回答を、従来まで「国際的人権保護」に對してとってきた消極的態度の一つの流れとして把握すべきではないであろう。確かに、過去のアメリカ政府の方針は、人権保護の問題が「国際的義務の固有の範囲 (the proper sphere) 外にあり、本質的に、各国の排他的管轄権内の国内事項である」⁽²⁴⁾ という考え方であった。しかし、今回の回答書の内容は、現実に即した指針を述べたにすぎないと考えるべきであろう。この必要とされる比較研究の段階を通り過ぎ、抵触の可能性を内容とする回答をよせた国々を、どうとらえるか問題である。

過去において、人権の一般的国際保護に対して米州諸国家が積極的な態度をとってきたのは事実である。例えば、1945年のサンフランシスコ会議において、米州諸国家が、ダンバートン・オークス提案に含まれている人権についての条文に修正案を提出した事実等⁽²⁵⁾ を、数多く想起することが可能である。この過去の一般的人権保護への米州諸国家の熱意は、単に「北方の大國」からの圧力によるものでないことは明白であろう。国際連合憲章第56条の「加盟国の人権尊重義務」をめぐる論争において、繁々引用されるサンフランシスコ会議におけるウルグアイ代表の覚書⁽²⁶⁾ は、アメリカ政府の意見と完全に衝突するものである。このように米州諸国家の一般的人保障制度の熱意は、常に国際連合を中心とする人権保護の動きの先端に現われている。しかしながら、一方、過去数世紀にわたって、「米州国際法」⁽²⁷⁾ を発展維持してきたパン・アメリカニズムの力も無視されるものではないであろう。即ち、「人権保護に伴う最も重要な問題についての米州機構と国連との間の潜在的な国際的競争意識」⁽²⁸⁾ は、常に存在しており、容易に消滅するとは考えられないである。

機構理事会の協議に対する各 government の回答が少数であったこと、並びに回答が「政治的」であり、国際人権規約に対して抵触の可能性を含むものであったことは、以上の事実から理解されねばならないであろう。

注

- (1) Cf. Second Special Inter-American Conference. Rio de Janeiro, Brazil, November, 17-30, 1965, Final Act. OEA/Ser. C/I. 13. p. 35. 訳文は,

芹田健太郎「米州における人権の保護—米州人権委員会を中心に—」法学論叢第86巻第2号、81頁参照。

- (2) 芹田健太郎、同上論文83頁引用。
- (3) 法律政治問題委員会の当該意見は、かなり長文にわたるが、米州における地域的人権条約（この場合、サンチャゴ草案）と国際人権規約の総括的比較研究の最初の例として考えられる為、記すことにする。なお、テキストは、Report on a Consultation with the Member States regarding the Draft Convention on Human Rights, submitted by the Committee on Juridical-Political Affairs. OEA/Ser. G/V c-i-787 (English) Rev. 3. 7 June 1967. Original: Spanish. pp. 3~4. 意見のなか、及び、以下本稿において国際人権規約に関する訳文は、田畠茂二郎・高林秀雄編「国際条約・資料集」〔改訂版〕有信堂、1969年を参照した。
- (4) 本規約は、国際人権規約の三規約、(A)経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、(B)市民的及び政治的権利に関する国際規約、(C)市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書、を指す。
- (5) 改正憲章第112条は、本稿4頁、注10参照。
- (6) OEA/Ser. G/V c-i-787 (English) Rev. 3. 7 June 1967. Original : Spanish. p. 4.
- (7) 訳文は主として、芹田健太郎、前掲論文83~84頁より引用。なお、傍点の「全米」は、芹田氏の論文では「米州」として邦訳されている。前掲論文43頁注(3)参照。
- (8) テキストは、"the national commissions on human rights" であり、国際人権規約選択議定書で使用されている "Human Rights Committee" は、本決議で使用されていない。しかしながら、テキストが、"With regard to the national commissions on human rights mentioned in Resolution C of the General Assembly of the United Nations" になっている為、国際人権規約選択議定書の「人権専門委員会」とみなした。
- (9) テキストは、Resolution XXX. Final Act, Ninth International Conference of American States, Bogota, Colombia, March 30~May 2. 1948. Congress and Conference Series. No. 65. p. 38. 訳文は、芹田健太郎「米州における人権関係国際文書」法学論叢第85巻第6号、85頁参照。
- (10) 米州諸国家における人権保護の特徴に関して、芹田健太郎、前掲論文86~94頁に詳細に述べられている。
- (11) Cf. Inter-American Commission on Human Rights (以下、IACHR. と省略), Report on the Work accomplished during its Eighteenth Session (April 1 through 17, 1968) OEA/Ser. L/V/II, 19 Doc. 30. 12 September 1968, p. 28.

- (12) Cf. José A Cabranes, *The Protection of Human Rights by the Organization of American States*, 62 AJIL., p. 901
- (13) Cf. Comparative Study of The United Nations Covenants on Civil and Political Rights and on Economic, Social and Cultural Rights and of the Draft Inter-American Conventions on Human Rights, Rapporteur : Dr. C. A. Dunshee de Abranches., OEA/Ser. L/V/II. 19 Doc. 18 (English) 24 June 1968 Original : Spanish. p. 5. この比較研究報告書に関しては次項で述べるので参照。
- (14) 機構理事会へ回答をよせた各国政府の声明書は、本来ならば、機構理事会文書 (José A Cabranes, op. p. 903 に記載) を参考にせねばならないが、できなかつたので、C・A・ダンジェ・ド・アブランシェ博士の比較研究報告書を参考にした。
- (15) OEA/Ser. L/V/II. 19. Doc. 18 (English) 24 June 1968. op. cit., p. 6.
- (16) Ibid., cit., p. 6.
- (17) Cf. OEA/Ser. C/L. 13. op. p. 35.
- (18) OEA/Ser. L/V/II. 19. Doc. 18 (English) 24 June 1968. op. cit., p. 9,
- (19) これらチリ、ウルグアイの2カ国以外に、ベネズエラをJ・A・カブラネス氏は、前掲論文(903頁)に、反対の意志を表明した国として入れているが、同国の回答書は次の内容である。「設立される組織の地域的制度は、国連によって承認された規範と同じ実体規範を含むことができる。このことは、全米の政治的、社会的現実 (Inter-American Politico-Social reality) に対して行なわれるその他の整合 (other adjustments) の如く、両制度の間に生じる相違を避ける為である。同様に、政府は当該地域的文書が、提案された条約の実体的部分を、敏速に適用させると思われる組織的、手続的性質を有する明確な特別規定を、十分含むことができると確信している。わが政府は、又、以下の事を信ずるものである。即ち、全米人権委員会は、米州機構改正憲章第112条の精神及び文言に合致して、人権の遵守及び保護を促進する一層広範囲の権限を享有すべきである。」(同上報告書、8頁引用) ベネズエラ政府の本声明書によれば、将来予定されている地域的人権条約には、当然、実体規範をも予定していると考えるべきであろう。
- (20) Ibid. cit., p. 10.
- (21) Ibid. cit., p. 10.
- (22) なお、1968年6月12日に再び機構理事会は、未回答諸国に対して回答を促す決議をしたのである。本決議に関して、後述21頁参照。
- (23) Cf. Karel Vasak, *La protection internationale des droits de l'homme sur le continent américain—La Commission Interaméricaine des Droits de l'Homme*—Paris, 1968. p. 199.

— 14 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

- (24) この理由は、NATO の加盟国であるアメリカが、歐州人権条約に対して冷淡な態度を示した事に関して述べられたのである。Cf. C. W. Jenks, *The Common Law of Mankind*, 1958. p. 165. 又、全米人権保障制度に関しても、その連邦国家の組織を理由として消極的態度をとったことも明らかである。Cf. Karel Vasak, *The European Convention of Human Rights beyond the Frontiers of Europe*. 12 ICLQ 1963. p. 1230.
- (25) 田畠茂二郎「人権と国際法」日本評論新社、1952年、76頁参照。
- (26) 同上、89頁参照。
- (27) 米州国際法に関する最近の論文としては、J. M. Yepes, *Introduction à L'Étude du Droit International Americain*, R. G. I. P., 1952. p. 586.
- (28) 松隈清「米州機構と人権の地域的保障構想」八幡大学法律研究所報、145頁引用。

III 全米人権委員会の結論

1967年6月7日の機構理事会決議の後、同年10月9日より開催された第17会期において、全米人権委員会は、サンチャゴ草案、市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書を併った国際人権規約、及び全米人権委員会修正案の比較研究を行うことが望ましいと考え、事務局へ比較研究の準備を命じたのである。又、全米人権委員会は、当該比較研究の報告者として、ブラジル国籍を有す委員C・A・ダンシェ・ド・アブランシエ博士⁽¹⁾を任命したのである。⁽²⁾

委員会が、当該三文書の比較研究を行うようになった動機は、委員会が報告書において述べている如く、機構理事会が、6月7日に、各國政府の意向を打診する決議を採択したこと、及び、全米人権委員会第17会期までに、前記の機構理事会決議に対する回答が、7カ国の政府からよせられたが、その大部分が、全米人権条約の作成に向う作業に対して好意的であったこと、の二点があげられている。⁽³⁾ 全米人権委員会が、当該比較研究を行う直接的動機は、以上の二点と思われるが、6月7日機構理事会決議に対するアメリカ、メキシコ両政府の回答によっても影響されたと考えられる。委員会は、遅まきながら、当該比較研究の目的を述べているが、この目的は、「1967年6月7日の全米機構理事会の協議に回答した米州政府の意見を入れ、国際連合の国際人権規約と調整されうる実体上及び手

統上の標準（standards）を含んだ地域的人権条約をもつことが、望ましく且つ必要である（desirable and necessary）か、どうかを確定すること」であった。⁽⁴⁾

本来、このような重要性を有す比較研究は、いち早く、全米人権委員会が取りあげるべき問題であったと思われる。サンチャゴ草案に対する全米人権委員会の「意見－第二部」が、1967年4月10日に機構理事会へ送付されたが、この時点において、全米人権委員会は、比較研究を委員会規定第9条C項に基づき自発的に行うべきであったろう。⁽⁵⁾

全米人権委員会が、以上の経過をたどり、前年度、委員会事務局にその作成を命じた一条約二草案の比較研究書、及び、ラポルトワールの報告書は、1968年4月の第18会期に委員会へ提出され、全米人権委員会の本問題研究の基礎資料となったのである。事務局の比較研究書は、全文133頁の文書で、構成は国際人権規約を中心に、サンチャゴ草案及び全米人権委員会修正案の条文を比較し、簡単なコメントを添えている。⁽⁶⁾ これに対して、ラポルトワールの報告書⁽⁷⁾は、事務局の比較研究書を参考にし、地域的人権条約が望ましいこと及びその必要性（the desirability and necessity）と、国際人権規約と地域的人権条約（サンチャゴ草案）の関係を中心まとめた本格的な報告書である。⁽⁸⁾ 全米人権委員会は、上記の比較研究書、報告書を基礎にし、全米人権条約草案と国際人権規約に関する研究を継続した結果、同会期の4月11日に、「市民的、政治的権利、そして、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約と全米人権条約草案の比較研究」⁽⁹⁾の表題で次の結論に達したのである。⁽¹⁰⁾

1. 選択議定書をともなっている国際連合の市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約と全米人権条約は、共存する（co-exist）ことが完全に可能である。
2. この共存は、以下の理由により可能である。1966年12月16日国連総会において、前述の規約が承認された後、1967年2月に開催された第3回全米特別会議が、米州機構改正憲章に全米人権条約に関する条文を規定したことによる。当該改正憲章に規定された第112条

— 16 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

は、以下の条文である。⁽¹¹⁾

3. 米州諸国家における地域的条約の必要性 (the need) 及び望ましさ (傍点筆者) は、この半球の諸国家の特別な要請に従って成立した一連のアメリカ国際法 (a body of Ameriean International Law) の存在に基盤をおいている。この必要性及び望ましさは、1961年のプンタ・デル・エステの会議において発表された国家の代表者の声明に一致して、人権と地域的経済発展及び地域的統合との間に存在する密接な関係からも、又、導き出される。
4. 結局、全米人権保護条約 (Inter-American Convention on the Protection of Human Rights) は、国際連合の規約に対して補足的 (complementary) であるよりも、むしろ自律的であるべきである (should be autonomous)。但し、当該条約が、国際連合の規約と調整される (coordinated) ことは当然である (傍点筆者)。
5. この為、全米条約の実体的部分は、いくつかの点において必要と思われる権利を追加規定している国際連合の市民的及び政治的権利と一致することができた。更に、本条約の実体的部分は、当該規約に意図されていない他の諸権利も含むことができたのである。しかし、その国際的保護は、米州諸国に特有な条件の故に (because of conditions peculiar to the Americas) 要求されるのである (傍点筆者)。
6. 経済的、社会的及び文化的諸権利に関して考慮するならば、関連のある国連規約に含まれている諸定義 (the definitions) を、全米条約において再規定する必要はない。何故ならば、それらの諸権利は、実質的に (substantially) 米州機構憲章改正議定書 (第43条、47条、及び、48条)⁽¹²⁾ に組みこまれている (incorporated) からである。但し、全米法律家理事会によって準備された条約草案に対して提出された全米人権委員会修正案の条文、第21条、及び第22条⁽¹³⁾ の採択を妨げるものではない。
7. 全米人権委員会によつて提出された修正をともなう全米法律家理

事会草案の組織的及び手続的標準が、採択された場合、国際連合の諸規約と抵触はしないであろう。何故ならば、国際連合の諸規約は、草案に意図されている組織及び権限を有す委員会、裁判所を規定しなかったからである。

以上の如く述べた後、「なおさらに、全米法律家理事会によつて準備された条約草案に対する全米人権委員会の一連の修正は、以下の点において、前進したことを示すものと考えられる。即ち、国際連合の人権規約は、選択条項の制度を採用しているが、修正案は、人権侵害に関して請願(claims)をする個人の権利を確認している点である。」と述べ、委員会の見解を明らかにし、最後に、委員会は本意見に述べられた規準(criteria)に従って、第2回全米特別会議決議XXIV(二)⁽¹⁴⁾に述べられている修正草案の起草を、機構理事会が委員会へ準備させるよう表明している。

この委員会の意見は、ほぼ、ラポルトワールの報告書の結論と同一であるが、次の点に、多少の差異がみいだされる。委員会意見(2)の内容は、国際人権規約と全米人権との共存の理由として記されているが、報告書結論(II)では、全米人権条約の「必要性の存続」の理由として述べられている。⁽¹⁵⁾しかし、報告書第IV章「国連人権規約と地域的条約の共存の可能性」⁽¹⁶⁾において、改正憲章の問題を、報告者が、述べていることにも注意しなければならないであろう。委員会意見(3)に述べられている地域的人権条約の必要性と望ましさの基礎である一連のアメリカ国際法について、報告者は、その結論で言及していない。委員会意見(4)に述べられている国際人権規約と米州人権条約の関係、即ち、米州人権条約が国際人権規約に対して自律的であり、しかも、調整されうるという見解は、報告者結論においても、ほぼ同文である。なお、1967年、国連人権委員会は、その第23会期において、「地域的人権委員会設立に関する研究(Study of Establishment of Regional Commissions on Human Rights)」というテーマの決議6(XXIII)⁽¹⁷⁾を採択したが、当該決議により設立された特別研究グループ(Ad-Hoc Study Group)は、三項目に特別の注意を払うよう勧告されたのである。当該項目の(c)項は、次の内容であった。

C. 国連人権委員会と現在ある地域的委員会及び将来設立される
(may subsequently be established) 地域的委員会との関係。

当該特別研究グループの活動が、既存の地域的人権委員会の協力をうる必要があるのは当然であろう。全米人権委員会は、第20会期に、「地域的人権委員会の設立に関する国連人権委員会特別研究グループの報告書に対するコメント」⁽¹⁸⁾ の表題の報告書をまとめたが、本報告書のなかで、次のように述べていることに注目しなければならない。

「研究グループのなかの数人の代表者の意見⁽¹⁹⁾ によって示された如く、——地域的委員会と国連委員会及びその他の類似の機関は、単に調整 (mere coordination) される関係にあるのが賢明である。」⁽²⁰⁾

委員会意見(5)に対して、報告者結論(IV)では、「米州諸国家に特有な条件によつて必要とされる、法的保護に規定される他の諸権利」の例として、民主主義社会における社会的必要性と合致した私有財産の権利、嫡出でない子が差別されない権利 (the right of no discrimination against children born out of wedlock), 姓名をなのる権利 (the right to name) があげられている。⁽²¹⁾ なお、「米州諸国家の、全米特別会議で採択された明確な地位」に言及している報告書結論(VIII)は、本委員会の意見にはとりあげられていない。⁽²²⁾

全米人権委員会は、以上の段階を経て、米州諸国家に存在する地域的人権条約の締結が望ましいこと、及び、その必要性を表明したが、本意見は、機構理事会へ事務局の準備した比較研究書、及び、ラポルトゥールの報告書とともに送付されたのである。

注

(1) C・A・ダンシェ・ド・アブランシェ博士を比較研究の報告者として、全米人権委員会が指命したのは、博士が、既に、全米人権委員会修正案提出の際、その報告者として活躍した実績によるものといわれる。 Cf. IACMR., Report on the Work accomplished during its Eighteenth Session, April, 1 through 17, 1968. OEA/Ser. L/V/II. 19. Doc. 30 (English) 12 September 1968.

Original : Spanish. p. 28.

- (2) Cf. IACHR., Report on the Work accomplished during its Seventeenth Session. October 9 through 20. 1967. OEA/Ser. L/V/II. 18. Doc. 25 (English) 30 July 1968. Original : Spanish. p. 33.
- (3) Cf. Ibid., p. 33.
- (4) IACHR., Report on the Work accomplished during its Eighteenth Session, op. cit., p. 29.
- (5) 全米人権委員会規定第9条C項の条文は、次のとおりである。「任務 (duties) 遂行にあたって適當と思われる研究、または、報告を準備すること。」訳文は、芹田健太郎「米州における人権関係国際文書」法学論叢第85巻第6号92頁引用。
- (6) Cf. Comparative Study of the International Covenants on Human Rights together with the Optional Protocol to the International Covenants on Civil and Political Rights adopted by the United Nations (December, 1966), The Draft Convention on Human Rights of the Inter-American Council of Jurists (Fourth Meeting, 1959), and The Text of the Amendments to the IACJ Draft adopted by the Inter-American Commission on Human Rights, (October, 1966, and January, 1967) OEA/Ser. L/V/II. 19 Doc. 4 (English) Rev., 22 May 1968, Original : Spanish.
- (7) Cf. Comparative Study of the United Nations Covenants on Civil and Political Rights and on Economic, Social and Cultural Rights and of the Draft Inter-American Conventions on Human Rights. Rapporteur Dr. C. A. Dunshee de Abranches., OEA/Ser. L/V/II. 19. Doc. 18 (English) 24 June 1968 Original : Spanish.
- (8) ラポルトゥールの報告書は、以下の構成である。I. 背景, II. 米州諸国家との協議, III. 政府声明書, IV. 国連人権規約と地域的条約の共存の可能性, V. 全米条約の必要性, VI. 権利の二分類, VII. 市民的, 政治的権利, VIII. 経済的, 社会的及び文化的権利, IX. 独立した地域的条約, X. 全米裁判所の可能性, XI. 結論。
- (9) 原文は、次の通りである。Comparative Study of the United Nations Covenants on Civil and Political Rights and on Economic, Social, and Cultural Rights and the Draft Inter-American Convention on Human Rights. OEA/Ser. L/V/II. 19, Doc. 26, 11 April 1968. Cf. IACHR., Report on the Work accomplished during its Eighteenth Session., op. p. 31.
- (10) Cf. Ibid., p. 30.

- (11) ここにおいては、条文は省略。なお、改正憲章第112条の条文は、本稿4頁参照。
- (12) 各条文の概略を述べてみる。第43条は、第8章「社会的基準」に含まれ、「加盟国は、人間が経済発展および真の平和を伴う正しい社会秩序の枠内においてのみ、その願望の完全な実現を達成しうることを確信し」九原則と組織を規定している。第47条、第48条は「教育的、科学的及び文化的基準」の第9章にあり、第47条は「加盟国は、教育を受ける権利の有効な行使を確保する為、その憲法上の手続に従い、次の基礎に立って最大限の努力をおこなうものとする」と述べ、初等、中等、高等教育の基本的性格を明規している。第48条は「文化」に関して、特に文盲の撲滅等を目的に掲げ、これらの目的を遂行する為、情報手段の利用を促進することを規定している。訳文は、中村道「米州機構憲章の改正」岡山大学法学会雑誌第19巻第3・4号29頁以下参照。
- (13) 各条文を述べてみる。第21条第1項「本条約の当事国は、"人間の権利と義務に関する米州宣言"に規定されており、前各条に挿入されていない他の諸権利の完全な保護を認める保障制度を採択し、且つ、適宜に強化する必要性を認める。」第2項「締約国は、又、自国の国内立法のなかに以下の規定を挿入し、適宜に、これを国内立法において維持し、且つ、完全にする意図を宣言する。即ち、職をうる権利、労働に対する公平且つ公正な報酬の権利の行使、人間的な労働条件の確立、母子及び家族の保護に有益な規定であり、同様に、健康、身体傷害者(disability)及び、失業者の保護を確保し、よりよき生活水準の達成、教育及び文化的進歩の為の諸手段への接近を保障する予防的且つ社会保障的措置の確立に有益な規定が、これである。」第22条「締約国は、前条に規定された目的を達成する為にとった措置に関して、人権委員会へ定期的に報告しなければならない。委員会は、適当な勧告をなし、このような措置が広く受け入れられた時に、本条約に、もしくは、適切と思われる他の文書に、それらの措置を組入れる目的で、特別条約、あるいは、本条約の追加議定書の締結を促進しなければならない。」なお、全米人権委員会修正案は、以下の報告書参照、Cf. IACHR., Report on the Work accomplished during its Fifteenth Session, OEA/Ser. L/V/II. 16 Doc. 20. p. 37.
- (14) 第2回全米特別会議決議XXIV(=)の内容は、「こうして修正された草案は、各國政府が、三ヵ月以内に意見および修正を提出できるように、各國政府に送付しなければならない。」である。訳文は、芹田健太郎「米州における人権の保護—米州人権委員会を中心にして」法学論叢第86巻第2号81頁参照。
- (15) Cf. OEA/Ser. L/V/II. 19 Doc. 18 (English) 24 June 1968 Original : Spanish op. cit., p. 46.
- (16) Cf. Ibid., p. 13.
- (17) Cf. Res. 6(XXIII), Commission on Human Rights, U. N. ECOSOC.,

42nd Sess., Supp. No. 6 (E/4322, E/CN. 4/940)

- (18) テキストは、Comments on the Report of the Ad-Hoc Study Group of the United Nations Commission on Human Rights concerning the Establishment of Regional Commissions on Human Rights. OEA/Ser. L/V/II. 20 Doc. 24 (English) Rev. December 20, 1968. Original : Spanish.
- (19) これらの意見に関しては、次の文書参照。Report of the Ad Hoc Study Group established under Resolution 6 (XXIII) of the Commission on Human Rights. E/CN. 4/966. 26 January 1968 Original : English.
- (20) OEA/Ser. L/V/II. 20 Doc. 24 (English) Rev. December 20, 1968. op. cit., p. 7.
- (21) OEA/Ser. L/V/II. 19. Doc. 18 (English) 24 June 1968, Original : Spanish op. cit., p. 47.
- (22) Cf. Ibid., p. 47.

IV 全米人権専門会議

1968年6月12日、機構理事会は、全米人権委員会の意見及び報告書を考慮に入れ、次の決議を採択した。⁽¹⁾

全米機構理事会は、法律政治問題委員会によって付託された“全米人権条約”と称される第2回全米特別会議決議XXIVに関する研究報告書を確認し、以下のことを決議する。

1. 1967年6月7日の協議に対して未だ回答をよせていない各政府に、できるだけ早く回答するよう要請することを繰り返すこと。
2. 第18会期中に、全米人権条約に関して準備した文書に対して、全米人権委員会に感謝すること。
3. 改正され、且つ、完全な正文の準備草案(a preliminary draft convention)を、全米人権委員会が、起草するよう要請すること。当該正文は、1966年10月26日(第一部)及び1967年3月27日(第二部)付の、本問題に関する全米人権委員会意見に述べられた修正、及び、変更を含む。そして、当該正文は、1968年4月11日付の意見と一致し、国際連合の人権規約と調和すべきである。故に、全米機構理事会が、

— 22 — 米州人権条約の成立過程（佐伯）

当該正文に対して必要と思う修正を行った後、機構理事会は、三ヵ月以内に、加盟国政府がその意見書を作成し、適切と思う修正案を提出するよう、当該正文を加盟国政府へ送付するものとする。

前記の期間の後、30日以内に、機構理事会は、前記の準備草案を政府の意見、及び、修正案とともに審議し、人権条約の承認、署名について決定を行う為に、全米特別会議を招集する。特別会議は、可能ならば、国際人権年の1968年内に開催されることが望ましい。

機構理事会の要請をうけた全米人権委員会は、議長の M・ビアンチ (Manuel Binchi) 氏の招請により、ワシントン D・Cにおいて、7月1日より11日間にわたり特別会期を開催したのである。当該特別会期において、全米人権委員会は、機構理事会の6月12日決議(3)に基づき、完全な全米人権保護条約準備草案 (Preliminary Draft Inter-American Convention on Protection of Human Rights)⁽²⁾ の起草をおえたのである。全米人権委員会の当該準備草案は、米州人権条約への最後のステップとなつたと考えてよいであろう。全米法律家理事会が準備したサンチャゴ草案、そして、全米人権委員会修正案を踏まえた当該準備草案は、過去の条約案と異なり、前文を備えた全文70カ条からなっている。準備草案の構成は、以下の形式をとっている。

第一部 保護

第Ⅰ章 保護の主体 (Subjects of Protection)

第Ⅱ章 保護される権利

第Ⅲ章 解釈及び適用の原則

第Ⅳ章 保護の拡大 (Expansion of Protection)

第二部 保障機関

第Ⅴ章 機関

第Ⅵ章 委員会の手続

第Ⅶ章 裁判所の構成

第Ⅷ章 裁判所の管轄権

第Ⅸ章 裁判所の手続

第三部 一般規定 (General Provisions)

第X章 義務, 特権, 及び免除及び経費

第XI章 経過規定

第XII章 批准, 留保, 廃棄及び改正

準備草案が、過去の二草案よりもまして、国際人権規約の影響をうけたことは明らかである。米州人権条約が、将来国際人権規約と共存し、しかも、国際人権規約に対して自律的であるべき姿をとらねばならない、という一見相反する性格を帯びなければならなかつた結果であろう。当該準備草案は、全米人権委員会特別会期終了後、7月18日に、直ちに、機構理事会へ送付されたのである。⁽⁴⁾ 10月2日の会期において、機構理事会は、法律政治問題委員会の勧告を基礎にし、次の決議を採択したのである。⁽⁵⁾

1. 全米人権委員会によって準備された全米人権保護条約準備草案を、第2回全米特別会議決議XXIVにおいて求められた全米専門会議の為の基礎文書 (a working documents) として採択すること。それ故、専門会議は、人権条約の承認及び署名を決定することができる。
2. 本決議の採択の日より、三ヵ月以内に、機構加盟国は意見を述べ、そして、適當と思われる修正案を示すようという要請と共に、前項に述べられた条約草案を加盟諸国家へ送付すること。上記期間の経過後、30日以内に機構理事会は前記の決議XXIVに従い、当該条約草案を諸政府の意見及び提案された修正と共に審議する全米専門会議を招集しなければならない。⁽⁶⁾

この後、全米人権委員会事務局は、全米人権委員会が起草した準備草案の各条文ごとの検討を含んだ「全米人権保護条約案注釈 (Annotations on the Draft Inter-American Convention on Protection of Human Rights)」⁽⁷⁾ を作成したが、全米人権専門会議において有効に利用されたといわれている。⁽⁸⁾

機構理事会10月2日決議(2)に明示された期間経過後、⁽⁹⁾ 機構理事会は、1969年2月12日に採択された決議により、全米人権専門会議 (Inter-

American Specialized Conference on Human Rights) を招集したのである。⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾ 会議では、次の二つの作業専門委員会が設立され、米州人権条約作成にあたった。第一専門委員会は、「保護」、即ち、実体的部分について、準備草案でいえば、第1章から第IV章までの研究を行う、第二専門委員会は、「保障機関及びその他の条文」即ち、手続及び付属部分を研究し、準備草案の第V章から第XII章まで検討したのである。

専門委員会の討議をおえた米州人権条約を含む外交文書 (diplomatic instrument) は、11月21日に開催された第Ⅲ本会議において承認されたが⁽¹²⁾ 米州人権条約の特徴を端的に述べれば、「他の諸権利と同じく、全米人権委員会の任務を含むこと、及び、全米人権裁判所の設立により、1948年の宣言（人間の権利と義務に関する米州宣言、筆者注）の範囲を拡大した」⁽¹³⁾ といえるであろう。この米州人権条約は、以下に述べる三部から構成されている。即ち、前文、第一部、国家の義務及び、保護される権利、第二部、保障手段 (Means of Protection)，第三部、一般的及び経過規定 (General and Transitory Provisions)，である。前文に関して、準備草案と異なり新しく挿入された文言は、市民的及び政治的権利と同様に、経済的、社会的及び文化的権利の享有の必要性を、世界人権宣言にしたがい、あらためて繰り返している点である。第一部は、第I章「一般的義務」第II章「市民的及び政治的権利」、第III章「経済的、社会的及び文化的権利」、第IV章「保障停止、解釈及び適用」、第V章「個人の責任 (Personal Responsibility)」、に分類される。第I章では、権利を尊重する義務 (第1条)、国内の法的効力 (第2条) が規定されているが、当該第2条は新らしく明規された条文である。第II章において、以下の「市民的及び政治的権利」が保障されている。法的人格の権利 (第3条)、生存権 (第4条)、人道的待遇の権利 (第5条)、奴隸からの自由 (第6条)、身体の自由 (第7条)、公正な裁判の権利 (第8条)、事後法からの自由 (第9条)、補償の権利 (第10条)、プライバシーの権利 (第11条)、良心、宗教の自由 (第12条)、思想、表現の自由 (第13条)、回答権 (第14条)、集会の権利 (第15条)、結社の自由 (第16条)、家庭の権利 (第17条)、姓

名の権利（第18条），児童の権利（第19条），国籍の権利（第20条），財産権（第21条），移動及び居住の自由（第22条），政治に参加する権利（第23条），平等な保護の権利（第24条），司法上の保護の権利（第25条）。第Ⅲ章は，第26条の“漸進的発達（Prgressive Development）”の一条文のみである。第Ⅳ章は，保障の停止（第27条），連邦条項（第28条），解釈に関する制限（第29条），制限範囲（第30条），他の権利の承認（第31条），からなっている。第V章「個人の責任」は，義務と権利の関係（第32条），一条文だけであるが，本条文は，準備草案の段階までは，明規されていなかった条文である。

第二部「保障手段」は，第VI章「権限のある機関（Competent Organs）」，第VII章「全米人権委員会」第VIII章「全米人権裁判所」，第IX章「共通規定」からなっている。第VI章は，第33条の一条だけで，米州人権条約により，「全米人権委員会」と「全米人権裁判所」の二機関を設けることが明規されている。第VII章「全米人権委員会」は，第一節「構成（Organization）」，第二節「任務」，第三節「権限（Competence）」，第四節「手続」からなり，委員会の組織，権限等⁽¹⁴⁾を明規している。第VIII章は，「全米人権裁判所」に関して，第VII章と同様に，全米人権裁判所の組織，管轄権⁽¹⁵⁾，手続等を明規している。第IX章の「共通規定」は，全米人権裁判所，及び，全米人権委員会に共通な事項，例えば，委員，裁判官の外交特権の享有（第70条），等が規定されている。

第三部は，第X章「署名，批准，留保，改正，議定書，及び，廃棄（Denunciation）」と第XI章，「経過規定」からなる。なお，第X章第74条によれば，本条約は，11カ国が批准書もしくは加入書を，米州機構事務局へ寄託した時，発効する，と規定されている。第XI章は，「経過規定」であり，全米人権委員会及び全米人権裁判所に関する規定である。

注

(1) OEA/Ser. G/IV/c-i-837, Rev. 3.

(2) 全米人権保障条約準備草案のテキストは，全米人権委員会の次の報告書参照。

IACMR., Report on the Work accomplished during its Nineteenth

Session (SPECIAL) July 1 through 11, 1968. OEA/Ser. L/V/II. 19 Doc. 51 (English) 11 February 1969 Original : Spanish APPENDIX I p. 74.

なお「全米人権保護条約準備草案」は、以下「準備草案」と省略。本報告書には、準備草案の全文以外に14頁より「準備草案条文研究」が記載されており、準備草案のコンメントとして活用することが可能である。

- (3) 当該準備草案の具体的な特徴は、「はじめに」において述べたように、別稿にゆずることができれば幸いである。
- (4) OEA/Ser. L/V/II. 19 Doc. 48 Rev., of July 11, 1968.
- (5) OEA/Ser. G/IV/c-i-858 Rev. 3, of October 2, 1968.
- (6) 1965年11月、リオ・デ・ジャネイロで開催された第2回全米特別会議は、当該決議と同じ意図を有す決議XXIVを採択したが、このことからも明白なように、全米専門会議を招集する時期が、約三年延期されたことになる。なお、第2回全米特別会議決議XXIVの訳文は、芹田健太郎「米州における人権の保護—米州人権委員会を中心に—」法学論叢第86巻第2号81頁参照。
- (7) テキストは、Annotations on the Draft Inter-American Convention on Protection of Human Rights. OEA/Ser. L/V/II. 19 Doc. 53 (English) March 21, 1969 Original : Spanish.
- (8) Cf. IACHR., Report on the Work accomplished during its Twenty-First Session, April 7 through 17, 1969. OEA/Ser. L/V/II. 21 Doc. 27 (English) 20 February 1970. Original : Spanish. pp. 11~12.
- (9) 機構理事会10月2日決議(2)の期間、三ヵ月以内に、機構事務局へ意見書を提出した国は、6カ国、即ち、アルゼンチン、チリ、ドミニカ、メキシコ、アメリカ合衆国、ウルグアイである。Cf. Draft Inter-American Convention on Protection of Human Rights and Observations and Comments of the American Governments. Working Document, OEA/Ser. L/V/II. 22 Doc. 10 (English) 10 September 1969 Original : Spanish. p. V.
- (10) Cf. Inter-American Specialized Conference on Human Rights, San José, Costa Rica. November 7-22, 1969 Final Act. OEA/Ser. C/VI. 18.1 (English) p. 2.
- (11) 全米人権専門会議に参加した国は、以下の19カ国である。アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、ドミニカ、エクアドル、エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ。なお、オブザーバーとして、カナダ、ギアナが総会規定第8条により出席し、全米人権委員会も、専門勧告機関 (Technical Advisory Agency) として参加した。さらに、ルネ・カッサン氏、A・H・ロバートソン氏等が特別アドバイザーとして招待されたのである。Cf. Ibid., pp. 2~3.

- (12) Cf. Ibid., pp. 4～5.
- (13) IACHR., Handbook of Existing Rules Pertaining to Human Rights.
OEA/Ser. L/V/II. 23 Doc. 21 (English) Rev. December 17, 1970
Original : Spanish cit., p. 12.
- (14) 個人の申立権について次のように規定している。第44条「いざれかの個人もしくは個人群、または機構の多くの加盟国の国内で法的に認められている非政府団体は、当事国による本条約の侵害についての通告 (denunciations) もしくは異議申立 (complaints) を含む請願を、委員会へ付託することができる。」
- (15) 裁判の当事者は、本条約の当事国および委員会に限定されている（第61条第1項）。

V 今後の問題

以上のような経過をたどり、米州人権条約は成立したが、その成立の意義をどのように把握するかが今後の問題であろう。

過去の国際機関による人権保障の内で、米州諸国家に対する全米人権委員会の活動は、個別人権条約の枠組外の機関によって行なわれた点で、特異な性格を有したものであった。⁽¹⁾ そのことがかえって、「開発途上諸国家で成功したものの典型とみることが」⁽²⁾ 可能になったのである。しかし、米州人権条約の成立により、ヨーロッパにおけるそれと同様の地域的人権保障体制を、形式的には、米州諸国家がとることになったのである。このことが、はたして、米州諸国家における地域的人権保障に有効かどうか、再び考慮しなければならないであろう。即ち、「ラテン的観念である活力の国は、制度よりも人が超越している」⁽³⁾ といわれる地域社会を背景として、このような条約が、有効に機能するかどうか、という問題である。米州人権条約が、その前文において、「それ故、人間の基本的権利は、米州諸国家の国内法によって規定されている保護を強化、もしくは、補足する (reinforcing or complementing) 条約の形で、国際的保護を正当化すること」を認めており、あるいは、第2条が、「第1条に述べられている全ての権利、自由の行使⁽⁴⁾ が、いまだ、立法、その他の措置によって保障されていない場合には、本条約の当事国は、これらの権利、自由に実効を与える為に必要である立法、その他の措置を、自国の憲法上の手続、及び、

本条約の諸規定にしたがって、執ることを約束する」と規定していること等⁽⁵⁾から、直ちに、全米人権委員会等の活動が、矛敷性をなくすとは思えないが、K・バサーク氏のいう“二つの米州の不变事項(*constantes*)”，即ち、事實上の格差及び理念の対立⁽⁶⁾は、常に存在するものであり、又、ヨーロッパにおいては、未だ、アメリカが米州諸国内で獲得しているのと同様な優位を保つような強國は、出現していないのである。⁽⁷⁾このような危惧を鑑みれば、全米人権委員会を中心とした米州諸国家の人権保障が有した加盟国の「志向性としての動的な同質性」⁽⁸⁾が、弱まる恐れがでてくると思われる。故に、あらためて、条約上の保障機関は、「志向性としての動的な同質性」を追い求める態度を保持するよう努力すべきである。⁽⁹⁾

次に、国際人権規約成立後の地域的人権条約の必要性(necessity)及び望ましさ(desirability)が、今後の問題となろう。米州人権条約は、欧州人権条約と異なり、国際人権規約成立後、成立したのは事実である。確かに、「人間の権利と義務の米州宣言」が、世界人権宣言に先立つ1948年4月30日に決議され、国際人権規約成立後、第112条を明規している米州機構改正憲章が採択されたことは、米州人権条約成立への道を一層容易にしたが、根本的には、「国際連合の目的と原則に、その活動が一致している限り、地域的活動に影響されやすい問題を、本来の水準で(on the original level)，確認する権限を地域的機関は有す」⁽¹⁰⁾為であろう。しかし、このような原則論の上に、地域的人権条約が成立する為には、「必要性」と「望ましいこと」⁽¹¹⁾という要因が求められなければならないといわれる。即ち米州人権条約の場合、米州国際法の存在が、そして、国際的人権保障、及びその発達と地域的な経済統合との間に存在する密接な関係が、当該要因の基礎となっている。この「必要性」及び「望ましいこと」の要因は、今後の国際人権規約成立後の、他の地域的人権保障構想に対しても、同様の機能を有すか、今後の課題であろう。

しかしながら、ともかく、国際人権規約成立後の最初の地域的人権条約として、米州人権条約は成立したのであるが、単に時期的な価値よりも、国際人権規約との関係を中心に諸問題を検討したことに、その成立の意義

を求めるべきであろう。

なお、1970年4月7日に、コスタ・リカは、米州諸国の中で、本条約を批准した最初の国となったのである。⁽¹²⁾

注

- (1) 芹田健太郎「米州における人権の保護—米州人権委員会を中心に—」法学論叢第86巻第2号91頁参照。
- (2) 同上論文、94頁引用。
- (3) 稲田正次「戦後の新憲法の動向と日本国憲法」公法研究第15号29頁引用。
- (4) 本条の「権利もしくは自由」とは、第1条の「ここに認められた権利及び自由」を指し、結果的には、第Ⅱ章の「市民的及び政治的権利」、第Ⅲ章の「経済的、社会的及び文化的権利」を意味すると思われる。
- (5) 例えば、米州人権条約第29条「解釈に関する制限」において、「本条約のいかなる規定も以下のようない意味で解釈することはできない」と明規し、その(d)項は、「人間の権利と義務に関する米州宣言、及び、その他の同じ性質をおびた国際的文書(acts)が有すると思われる効果(effect)を排除もしくは制限する」と規定している。
- (6) Cf. Karel Vasak., *La Protection Internationale des Droits de l'Homme sur le Continent Américain—La Commission Interaméricaine des Droits de l'Homme*—Paris, 1968. pp. 201～203. 理念の対立とは、人権の国際的保護（干渉の必要性）と不干渉の原則の対立を意味する。
- (7) Cf. J. J. Lador-lederer, *International Group Protection—Aims and Methods in Human Rights*—p. 334.
- (8) 芹田健太郎、前掲論文、97頁参照。
- (9) この点、全米人権委員会の柔軟性にとんだ活動を期待する場合、米州人権条約第41条に規定されている全米人権委員会の次の任務、権限に注目する必要がある。
 - a. 米州の人民間に人権意識を啓発すること。
 - b. 適当と思われる場合には、これらの権利の遵守を促進する為の適切な措置と同じように、国内法および憲法上の規定の枠内での人権の為の漸進的措置の採択を加盟国政府に対して勧告すること。
 - c. 任務遂行にあたって適當と思われる研究または報告を準備すること。
 - d. 人権事項で採択した措置に関する情報を、委員会に提供するよう加盟国政府に要請すること。
 - e. 米州機構の事務局を通して、人権に関連する事項について加盟国がおこなった調査に答える(respond)こと、委員会の可能な範囲内において、加盟国が要請する勧告的助言(advisory services)をこれらの政府に与えること。
 - f. 本条約の第44条より第51条の規定のもとで、委員会の権限(authority)に従った請願およびその他の通知により、処置をとること。
 - g. 米州機構の総会

へ、年次報告書を付託すること。

- (10) Comparative Study of the United Nations Covenants on Civil and Political Rights and on Economic, Social and Cultural Rights and of the Draft Inter-American Conventions on Human Rights, OEA/ser. L/V/II. 19 Doc. 18 (English) 24 June 1968 Original : Spanish cit., p. 14.
- (11) 「必要性」と「望ましいこと」の二つの要因が、1968年4月の全米人権委員会結論(2)で述べられているが（本稿16頁参照），実質的には、「必要性」に限定してもよいと思われる。C・A・ダンシェ・ド・アブランシェ博士の結論においても、「必要性」が中心課題であった。Cf. Ibid., p. 46.
- (12) Cf. IACMR., Handbook of Existing Rules Pertaining to Human Rights. OEA/ser. L/V/II. 23 Doc. 21 (English) Rev. December 17, 1970 Original : Spanish p. 12.

1971年7月15日